

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

第 6 準 備 書 面

－「募集事務」の規範内容と住基4情報との関係－

2025年3月10日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

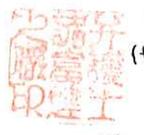
弁護士	佐藤	真	理
弁護士	愛須	勝	也
弁護士	諸富		健
弁護士	佐藤	博	文
弁護士	小野寺	義	象
弁護士	岸	松	江
弁護士	種田	和	敏
弁護士	中谷	雄	二
弁護士	清家	康	男
弁護士	大河原	壽	貴
弁護士	毛利		崇
弁護士	八木	和	也
弁護士	井下		顕

代











記

第1 本書面の目的

被告国は、令和3年2月5日付け防衛省・総務省課長通知（甲3）において、自衛隊法97条1項の自衛官及び自衛官候補生の「募集に関する事務」及び同施行令120条の自衛官又は自衛官候補生の「募集に関し」「必要な報告又は資料の提出」の解釈適用について、住民基本台帳の一部（4情報）の写しの閲覧に加え、資料として提供を求めることも「住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」とした。

しかし、自衛隊設立以来の「募集に関する事務」の解釈適用の経緯からすると、上記課長通知は、平成18年改正後の住基法第11条1項の下でも閲覧が当然に認められるかのようにしている点、及び募集に関する「資料の提出」として名簿で提供することまで「技術的助言」の名で許容している点で、二重の誤りがある。

このような中で、全国の自治体では様々な対応がなされており、都道府県単位で活動する自衛隊地方協力本部も、防衛省本省や幕僚監部との間で、あるいは地方協力本部の間で、説明の食い違いが顕著である。

以下に、具体的に述べる。

第2 自衛隊法（下位規範を含む）の「募集に関する事務」「募集に関し必要な報告又は資料の提出」の規範内容について

- 1 自衛隊法及び同施行令、同施行規則は、自衛隊が発足した1954（昭和29）年から施行され、募集業務の定義を定めている「2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令」（甲29）も昭和30年制定である。これら一連の「募集に関する事務」（以下、単に「募集事務」という）の規定に、住民の個人情報を提供して求人活動（自衛官等の獲得）に協力する内容が含まれていない

ことは、原告第5準備書面9～10頁のオ、カの項で述べたとおりである。

特に、施行令115条は、市町村長は住民から志願票の提出があった時には、その志願者が応募年齢に該当し、かつ、欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めたら志願票を受理し、地方協力本部に送付するとしている。すなわち、年齢等の確認は志願票が提出された後に行なわれ、市町村が予め地方協力本部に情報提供するものではないことが前提とされている。

ところが、本訴訟で、被告国は「募集に当たっては、募集対象者となり得るかどうかの調査が不可欠であるから、個人情報取得に関する事務も募集に関する事務に含まれる」（被告国第1準備書面19頁14～16行目）と主張しているが、これは明らかに文理に反する拡大解釈である。繰り返し強調するが、「2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令（昭30.12.28防衛庁訓令第80号）」（甲29）は、第2条（1）で「『募集業務』とは、募集に関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう。」と定義しているのである。

そもそも、被告国や被告奈良市が根拠としている自衛隊法97条1項は、都道府県知事及び市町村長が自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うことを定めており、それを受けた自衛隊法施行令114条ないし119条も都道府県知事や市町村長が行う自衛官及び自衛官候補生の具体的な募集事務について定めている。いずれも国が行う募集事務とは関係ない規定であり、自衛隊法施行令120条の規定だけで、自衛隊法97条1項には定めのない国の募集事務のために住民の個人情報を提供できると解するなど、ありえない文理解釈である。

2 上記の「募集事務」に関する規定と解釈は、現在まで変わっていない。

宮城県公式ウェブサイトの「自衛官等募集案内」（掲載日2024年4月23日。甲34）は、前記の自衛隊法から同施行令、同施行規則、訓令まで「自衛官募集関係法令（抜粋）」として掲載し、そのうえで、「宮城県自衛官募集事務推進要項」（昭和57年4月1日施行）において、「募集事務」の用語の意義について「2士の募集期間の告示、自衛官募集に関する広報宣伝、募集事務計画の立案その他自衛官募集に資する事務をいう」とし、「募集事務」の項目を具体的に列記している。この中には、「募集対象者となり得るかどうかの調査」のために住民の個人情報を予め提供して自衛隊の求人活動に協力するという内容の「事務」は存在しない。

第3 自衛隊の求人活動はどのように行なわれてきたか

- 1 自衛隊は、国家公務員、地方公務員など他官庁と同様に、職業安定法の適用が除外されているが、求人について自衛隊だけ特別な権限が与えられているわけではない。

このような中で、自衛隊は独自に、1966（昭和41）年に「組織募集推進要領」を策定して、「安定した入隊者の確保と募集基盤の育成」を図っている。1978（昭和53）年には「募集相談員の設置について」という通達を出して、市区町村長の協力の下に、求人活動を抜本的に強化している（甲35～38）。

その協力依頼の内容は、「当該個人の好意に基づいて、志願者に関する情報の提供、地方協力本部の行なう募集のための一般的及び個別的広報に対する援助」とされている。すなわち、自衛隊以外の個人（民間人）に募集活動への協力を求めるものである。

募集相談員は、（原則として）地方協力本部長と市区町村長との調整の上、両者の連名で委嘱される。

相談員の選定基準は、「防衛問題及び自衛隊に関心を持ち、かつ、地域の実情に精通した信望のある者で特に熱意のある募集協力を期待し得る個人」とされ、原則として公立中学校の学区を基準区域とし、その区域ごとに1人の割合で選定するとしている（甲38。以上、下線は原告代理人）。

上記の募集相談員は、全国で1万120人が委嘱され、奈良県の場合は90人が委嘱されている（甲36の別紙第1）。なお、相談員が誰かは公にされておらず、入手した住基4情報とどのような関係にあるかは不明である（情報が共有されている可能性がある）。

- 2 被告国は、名簿提供の必要性について、「住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集の一部を行なわせることによって、よりの確な住民情報等に基づき効率的に募集事務を行なう点にある」と主張する（第1準備書面19頁17～20行目。17頁4～10行目も同旨）。

しかし、同年齢の住民全員の住基4情報の取得が、それだけで「住民に関する情報に通じている」とか「的確な住民情報」ということになるわけでない。むしろ、上記の募集相談員、さらには自衛隊（防衛）協力会などの協力組織を通じた情報提供こそ、「情報に通じている」とか「的確な住民情報」となるものである。

実際には、自衛隊の一般的な広報は広く行なわれており、高校や専門学校などの学校への応募書類の送付は行なわれており、それに「住民に関する情報に通じている」募集相談員の活動など様々な所からの対象者情報がある。従って、自衛隊の求人活動は、様々な対象者情報が先にあって、それが後に住基情報と照合されるというのが、実際の活動実態だったのである。

第4 自衛隊の「募集事務」と住基4情報との関係について

- 1 ところで、(旧)住民基本台帳法の制定は、1967(昭和42)年である。その第11条1項は、「何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる」と定めていた(下線は原告代理人)。

従って、自衛隊は、一般国民と同様に、住民の個人4情報を閲覧することができ、必要に応じて、例えば、高校卒業予定に相当する住民の情報を全部閲覧することも、あるいは取捨選択して一部を閲覧することもできた。従って、入手した対象者情報(前述した募集相談員の情報など)について、住民基本台帳を閲覧して確認することもできた。

従って、当時、住基法11条1項の閲覧が認められる自衛隊法上の根拠法令は何かなどと問題になることもなかった。

- 2 その後、2005(平成17)年4月に個人情報の保護に関する法律が施行され、2006(平成18)年11月に住基法が抜本改正された。

プライバシーが「個人の尊厳」をなす本質的かつ重要な人権であることが認識され、その消極的な保護にとどまらず、国家や企業などによって不利益な使い方をされないように主体的に関与する「自己情報コントロール権」(又は「情報の自己決定権」)が認められるようになった。住基法の個人情報も、原則非公開へと180度転換され、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」以外は閲覧が許されなくなったのである。

これにより、自衛隊も同様の立場になった。警察など他の官庁も同様であり、これにより、閲覧も名簿提供もできなくなった。

しかし、自衛隊による閲覧は、法的根拠が明確でないままその後も事実上続けられていた。一部では、自衛隊の要請に応じて名簿を提供する自治体も出てきた。このような既成事実のうえに、2020(令和2)年12月18日の閣議決定(甲2)、2021(令和3)年2月5

日の前記課長通知（甲3）がなされたのである。

これは、旧住基法第11条1項という、閲覧を認めた根拠規定が無くなったため、「法令で定める事務の遂行」に該当する新たな法令解釈を探し出したといえる。

かような経緯を反映して、自治体の対応も実に様々であり、次項で述べるように、閲覧や名簿提供に対する各協力本部の説明も実は区々であり、法令違反や不整合が顕著である。

第5 個人情報入手の法的根拠の説明について

1 本件の奈良地方協力本部の場合

奈良地方協力本部が、県内の18歳住民に郵送した葉書（甲9の1）は、名宛人の個人情報を入手した法的根拠について、自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づく提出依頼と、住基法11条1項に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧とを「又は」で結んでいる。

奈良県内は、判明しているところでは、名簿提供が13市町、閲覧が15市町村である（2025年1月24日現在。「2025年2月23日付「奈良民報」／甲39）。

地方協力本部は都道府県単位で活動する組織であるところ、葉書（甲9の1）の説明は、本訴訟における被告国の主張を前提にすると、閲覧15市町村の住民に対しては住基法11条1項で閲覧が許される法令の摘示がなく、名簿提供した13市町に対しては住基情報が提供された住基法上の根拠の摘示がない。

2 島根地方協力本部の場合

島根地方協力本部が、2024年7月頃、同本部の名前で、自衛官の募集と採用試験日程の告知を行なう葉書（甲40）を郵送したが、名宛人の個人情報を入手した法的根拠について、「自衛隊法第29条

1 項及び第 3 5 条規定に基づく自衛官募集業務のために」住民基本台帳法第 1 1 条 1 項の規定に基づき、閲覧を通じて入手していると説明している。

しかし、前述したとおり、地方協力本部は都道府県単位の組織であるから、県内には名簿提供の市町村も閲覧の市町村もあり、奈良県と同様である。

加えて、仮に自衛隊法第 2 9 条 1 項を挙げるにしても、なぜ第 3 5 条（「隊員の採用は試験によるものとする」とする採用試験の実務規定）を根拠規定としてあげるのか、全く不明である。被告国が提出した「市町村から取得した募集対象者の情報に関する使用及び管理要領」（丙 4）の例にも第 3 5 条は全く出てこない。

3 陸自高等工科学校生の募集の場合について

- (1) 東京地方協力本部福生協力事務所は、2023年7月頃、中学3年生を対象にした陸上自衛隊高等工科学校募集の葉書（甲 4 1）を、閲覧で入手した住基情報に基づいて郵送したが、島根地方協力本部と同じ説明（自衛隊法第 2 9 条 1 項と第 3 5 条）をしている。

しかし、陸上自衛隊高等工科学校生は「生徒」であって「自衛官及び自衛官候補生」ではない。すなわち、18歳未満の戦闘参加を禁じた「子どもの権利条約」の追加議定書の発効（2002年。日本は2004年に批准）に伴い、中学卒業後に入る陸自高等工科学校の生徒の身分が、2008年度までは戦闘員の「自衛官」だったのを、2009年度から特別職国家公務員の「生徒」と変更されており、「自衛官及び自衛官候補生」の募集対象にならないことが明白だからである。

- (2) 茨城地方協力本部は、同本部長が、2024年6月28日、日立市長宛に「陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集のために必要な募集

対象者情報の提出について（依頼）」という文書を交付し、その中で「自衛隊法第97条第1項の規定に基づく法定受託事務として、自衛官又は学生等の募集事務の一部を行うこととされています」として、紙媒体又は電子媒体での名簿提供を求めている（甲42。下線は原告代理人）。

これに対して、取材した「平和新聞」が、日立市役所に違法な名簿提供ではないかと質問したところ、日立市はこれを認め（甲43）、陸上自衛隊幕僚監部も、「不適切な住民基本台帳記載情報の提供依頼」をしたことを認めて謝罪し、それが報道された（甲44）。

しかし、その「不適切」を認めた内容は、閲覧のみによるべきで名簿提供を求めたことというものである。東京地方協力本部と違って第97条1項を根拠にしていることや、「生徒」を自衛官及び自衛官候補生として募集できるのかについては、固く口を噤んだ。

4 まとめ

以上述べたとおり、地方協力本部の説明は、上記課長通知（甲3）や幕僚監部との間で、あるいは地方協力本部の間で、説明の食い違いが顕著である。それに伴って、閲覧や名簿提供の各自治体の対応や説明も区々である。これは、国の主張と実際の解釈適用がバラバラであることを示すもので、本件における被告国の主張の正当性、信頼性に疑問を抱かせるものである。

被告国は、自衛隊法施行以来の「募集事務」の規範内容と住基法との関係、特に平成18年改正を前後した解釈適用の違いを説明するとともに、前述した全国各地の地方協力本部の説明の不整合、矛盾について説明をされたい。

以上